

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 五三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五三
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 五三
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 五三
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 五三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五三
- 平成二十七年年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を定め た件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 五三
- 道路の区域を変更する件四件 五五
- 道路の供用を開始する件 五七
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五七

## 告 示

**福島県告示第六百三十八号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。  
平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

| 名 称                  | 所 在 地                 | 指 定 年 月 日  |
|----------------------|-----------------------|------------|
| サポート24訪問診療クリニック      | 福島市御山字松川原一―三二         | 平成二十七年七月一日 |
| 医療法人温故堂山家整形外科        | 福島市黒岩字榎平六五―一          | 同 月二日      |
| 医療法人社団青秀会車田病院        | 東白川郡塙町大字塙字大町三―三五      | 同 月一日      |
| 医療法人久慈会深谷クリニッ ク      | 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝七三     | 同 月一日      |
| いぶき薬局                | 会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合六〇―一五 | 同 月一日      |
| ウイン調剤薬局保原店           | 伊達市保原町字東野崎六九―一        | 同 月一日      |
| 保原薬局国見店              | 伊達郡国見町大字藤田字北七―四       | 同 月二日      |
| 医療法人久慈会サミイ訪問看護ステーション | 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝七三     | 同 月一日      |

（社会福祉課）

**福島県告示第六百三十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 名 称                      | 所 在 地                     | 廃止年月日          |
|--------------------------|---------------------------|----------------|
| サポート24やまおクリニッ<br>ク       | 福島市笹谷字稲場二八―四              | 平成二十七年七<br>月一日 |
| 医療法人久慈会東白川中央<br>医院       | 東白川郡棚倉町大字流字森ノ内五<br>二      | 同 年五<br>月三十一日  |
| 車田病院                     | 東白川郡塙町大字塙字大町三―三<br>五      | 同 年六<br>月三〇日   |
| いぶき薬局                    | 会津若松市二箕町大字鶴賀字下居<br>合六〇―一五 | 同 年七<br>月三十一日  |
| あさい薬局本町店                 | 耶麻郡猪苗代町字本町四二―<br>二        | 同<br>月二〇日      |
| 医療法人久慈会ながれ訪問<br>看護ステーション | 東白川郡棚倉町大字流字森ノ内五<br>三      | 同 年五<br>月三十一日  |

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 氏 名  | 住 所                                  | 施術所名                     | 施術所の所在地   | 指定年月日           |
|------|--------------------------------------|--------------------------|-----------|-----------------|
| 高橋拓也 | 仙台市太白区<br>長町六―四―<br>一 ジョイア<br>スプラザ四〇 | KEIROW<br>福島駅前ステ―<br>ション | 福島市宮町五―一五 | 平成二十七年<br>六月一八日 |

(社会福祉課)

五

|       |                                      |                        |                                   |              |
|-------|--------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 本田律代  | 福島市渡利字<br>鳥谷下町一―九―<br>六              | ふれあい心の<br>サービス福島<br>西店 | 福島市南矢野目字鼓<br>原一〇―一― 八景ブ<br>ラザー一〇三 | 同 年<br>八月一三日 |
| 菅野淳子  | 田村市船引町<br>船引字石田二<br>三 フラッツ<br>スミヤ二〇五 | かんの鍼灸院                 | 田村市船引町船引字<br>石田二三 フラッツ<br>スミヤ二〇五  | 同 年<br>九月一日  |
| 蒲生美由紀 | 田村市滝根町<br>神保字中広土<br>五四―一             | ふれあい心の<br>サービス田村<br>店  | 田村市常葉町西向字<br>池下二二六                | 同 年<br>七月一日  |

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

| 氏 名  | 住 所                                       | 施術所名                     | 施術所の所在地   | 指定年月日           |
|------|---|--------------------------|-----------|-----------------|
| 高橋拓也 | 仙台市太白区<br>長町六―四―<br>一 ジョイア<br>スプラザ四〇<br>五 | KEIROW<br>福島駅前ステ―<br>ション | 福島市宮町五―一五 | 平成二十七年<br>六月一八日 |

(社会福祉課)

福島県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施  
 術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。  
 平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

|      |                             |                              |   |
|------|-----------------------------|------------------------------|---|
| 氏名   | 住                           |                              | 所 |
|      | 変                           | 更                            |   |
| 高橋拓也 | 仙台市太白区長町六一四一<br>ジョイアスプラザ四〇五 | 福島市渡利字大久保一八一<br>レジデンスオオクボ一〇三 |   |

（社会福祉課）

**福島県告示第六百四十三号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

|      |                      |       |        |              |              |
|------|----------------------|-------|--------|--------------|--------------|
| 氏名   | 住所                   | 名     |        | 所            | 在            |
|      |                      | 変     | 更      |              |              |
| 岡部雄太 | 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原一〇七―三 | ふじ整骨院 | あおい整骨院 | 須賀川市芦田塚一八一―五 | 郡山市開成六上―〇一―二 |

（社会福祉課）

**福島県告示第六百四十四号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年九

月八日から平成二十八年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）片倉工業株式会社  
代表取締役 竹内 彰雄  
（変更後）片倉工業株式会社  
代表取締役 佐野 公哉

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日  
1 平成二十七年三月二十七日

- 四 届出年月日  
平成二十七年六月十九日

- 五 届出をした者  
片倉工業株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （商業まちづくり課）

**福島県告示第六百四十五号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月八日から同年十月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン西若松 福島県会津若松市住吉町二百八十二番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

福島県告示第六百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月八日から同年十月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四十七号

平成二十七年小麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 原種の配付数量

種類

小麦

品種名 数量（単位 キログラム）

きぬあずま 一二〇

ゆきちから 二八〇

ふくあかり 一〇

小麦合計 四一〇

アサカノナタネ 三

二 なたね

原種の配付価格

種類

小麦

なたね

単位 価格（消費税及び地方消費税を除く。）

一キログラム 二〇六円

一キログラム 三〇〇円

（水田畑作課）

福島県告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年九月八日

（商業まちづくり課）

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平上片寄字下平四九、平絹谷字七官一、二六の二、字堤入七五から七八まで、七九の二

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字七官一、二六の一、二六の二、字堤入七五から七八まで、七九の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平沼ノ内字新街一九六の一、字浜街一七一の一、平鶴ヶ井字脇ノ作五一の二、平絹谷字奥坪一三三の一、一四八、一五四、一五六、平上片寄字菖蒲沢一の三、平沼ノ内字手倉三三の一、平下高久字小館一五四、一五五、平水品字戸沢内四八、六三、六四の一、六四の二、六六、七一、七二

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年九月八日

（森林保全課）

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀 雅雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平泉崎字作一、九、一〇、一三の一、三〇、三一

保安林として指定された目的

2 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平沼ノ内字新街一八四の一、平上山口字榎町二、三九の二、四〇の二、

四一の二、四二の二、平四ツ波字石森二一五の一〇

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第六百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀 雅雄

変更前

| 路線名         | 区 間  | 変更前<br>の別 | 変更後<br>の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)   | 延 長<br>(メートル)           |
|-------------|--|-----------|-----------|---|-------------------------|
| 県道山上<br>赤木線 | 相馬市今田字土武八八<br>番地先から<br>同 市今田字東羽黒平<br>三六番地先まで | 変更前       | 変更後       | A 一四・〇〇<br>二五・〇〇<br>A 一四・〇〇〇<br>二五・〇〇<br>B 一一・五〇<br>一二・〇〇 | 四三五・〇<br>四三三・〇<br>四四六・九 |

(道路計画課)

福島県告示第六百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名          | 区 間  | 変更前<br>の別 | 変更後<br>の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)                  | 延 長<br>(メートル)           |
|--------------|--|-----------|-----------|----------------------------------|-------------------------|
| 県道広野<br>停車場線 | 双葉郡広野町大字上浅<br>見川字桜田五七番一<br>地<br>先から<br>同 郡同 町大字上浅<br>見川字桜田八六番二地<br>先まで | 変更前       | 変更後       | 一一・五〇<br>六三・五〇<br>一一・五〇<br>四三・〇〇 | 六〇〇・〇<br>六〇〇・〇<br>六〇〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第六百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

| 路 線 名       | 区 間  | 変 更 前<br>の 変 更 後   | 敷 地 の 幅 員<br>(メー ト ル)                                 | 延 長<br>(メー ト ル)                                   |
|-------------|--|--|---|---|
| 県道広野<br>小高線 | 双葉郡広野町大字折木<br>字大平八六番二地先か<br>ら<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字大谷地原一八番一<br>地先まで<br>双葉郡広野町大字上浅<br>見川字桜田五七番一<br>地先から<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字大谷地原一八番一<br>地先まで<br>双葉郡広野町大字折木<br>字大平八六番二地先か<br>ら<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字大谷地原一八番一<br>地先まで<br>双葉郡広野町大字上浅<br>見川字桜田五七番一<br>地先から<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字東町二番二地先ま<br>で<br>双葉郡広野町大字下北<br>迫字東町二番二地先か<br>ら<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字大谷地原一八番一<br>地先まで<br>双葉郡広野町大字下北<br>迫字東町一四九番地先 | 変更後<br>A<br>三・〇〇<br>二五・〇〇<br>B<br>二・五〇<br>六三・五〇<br>C<br>七・〇〇 | A<br>三・〇〇<br>二五・〇〇<br>B<br>二・五〇<br>四一・五〇<br>C<br>七・〇〇 | 四、八一〇・四<br>三、六八九・五<br>四、八一〇・四<br>四、八一〇・四<br>一六九・〇 |

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名       | 区 間  | 変 更 前<br>の 変 更 後   | 敷 地 の 幅 員<br>(メー ト ル)                                 | 延 長<br>(メー ト ル)                                   |
|-------------|--|--|---|---|
| 県道広野<br>小高線 | 双葉郡広野町大字折木<br>字大平八六番二地先か<br>ら<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字大谷地原一八番一<br>地先まで<br>双葉郡広野町大字上浅<br>見川字桜田五七番一<br>地先から<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字東町二番二地先ま<br>で<br>双葉郡広野町大字下北<br>迫字東町二番二地先か<br>ら<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字大谷地原一八番一<br>地先まで<br>双葉郡広野町大字下北<br>迫字東町一四九番地先<br>から | 変更前<br>A<br>三・〇〇<br>二五・〇〇<br>B<br>二・五〇<br>六三・五〇<br>C<br>七・〇〇 | A<br>三・〇〇<br>二五・〇〇<br>B<br>二・五〇<br>四一・五〇<br>C<br>七・〇〇 | 四、八一〇・四<br>三、六八九・五<br>四、八一〇・四<br>四、八一〇・四<br>一六九・〇 |

福島県告示第六百五十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路路線室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| から<br>同 郡同 町大字下北<br>迫字二枚橋一番地先ま<br>で | 二五・八 |
|-------------------------------------|------|

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第六百五十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年九月八日

(道路計画課)

Table with 4 columns: Road Name, Status, District, and Date. Rows include '同 郡同 町大字下北 迫字二枚橋一番地先まで' and '双葉郡広野町大字折木字大平八六番二地先から'.

公告

公告第二百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年九月八日

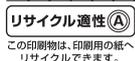
福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月二十六日
二 名称
特定非営利活動法人憩いの家
三 代表者の氏名
佐瀬 晶子
四 主たる事務所の所在地
福島県河沼郡湯川村大字清水田字畑田百三十七番地
五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域社会で自立するための支援及び就労の支援に関する事業を行い、不特定多数の障害者・高齢者及びその家族の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

Table with 2 columns: Road Name and Date. Row: '県道広野小高線' with date '平成二十七年九月九日'.

(道路計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷